

協力会社各位

中村建設株式会社
安全品質部

(再送) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の対応につきまして

新型コロナウイルスの感染者は日増しに増加の一途を続けており、4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されました。

緊急事態宣言を受け、中村建設(株)としても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、下記事項のとおり徹底した対応をより一層推進していきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 検温の実施

原則、自宅で検温してきてください。

検温を忘れた場合は、現場に体温計を用意していますので、現場へ入場される時に必ず検温をして、記録をお願いします。(KY用紙に記入)

2. 37.5℃以上の発熱が確認された場合は、現場入場禁止とします。

4日以上発熱、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、医療機関への受診をお願いします。

3. 各会社の従業員の感染が確認された場合

感染確認後、14日以前に中村建設(株)の工事現場に従事した履歴がある場合は、速やかに、中村建設(株)本社までご連絡ください。一次下請業者の方は、二次以下の下請業者の方にも周知徹底をよろしくお願いいたします。

連絡先：0866-22-1777 (安全品質部 黒瀬まで)

4. マスク着用で、現場入場をお願いします。

原則、マスクを着用して作業を行ってください。

マスクがない場合は、現場事務所にも用意(ただいま、手配中)していますので、ご利用ください。会議、打ち合わせ時は、必ずマスクを着用し、窓を開け換気を行って実施してください。

※参考※

3密を意識した行動を行ってください

- ① 換気の悪い密閉空間(密閉)
- ② 多くの人が密集しているところ(密集)
- ③ 近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声(密接)

以上、3つの条件が重なる場所では感染が拡大されるリスクが高いと考えられるので、周知徹底するよう指導をお願いいたします。

上記を踏まえて、適切にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。